

景観計画区域における開発行為に係る行為の制限

● 公共空間 ●

道路等の公共空間とは、国道、県道、2車線以上の市道、2車線以上の農道、中山道、公園及び不特定多数の人が往来し景観保護の必要があると市長が判断する場所をいいます。

● 緑化の方法 ●

緑化は樹木の植栽によること。

ただし、地形や交通安全上の指導等によりこれによることが困難な場合は、別途協議してください。

● 緑化の延長 ●

道路等の公共空間との境界のうち、緑化が必要となる境界の延長は、総延長の3分の2以上とします。

ただし、開発終了後の利用形態により自動車等の出入りに支障をきたす場合は、別途協議してください。

● 緑化の高さ ●

植栽する樹木の高さについては、開発終了時において公共空間側の高さから1m20cm以上とします。

ただし、植栽する地面の高さが公共空間よりも80cm以上低い場合は、別途協議してください。

● 緑化の密度 ●

植栽する樹木の間隔は、概ね樹木の高さの1.5倍以内とします。

ただし、樹木の種類、高さ等によりこれによることが適当でない場合は、別途協議してください。

● 緑化の幅 ●

緑地の幅について定めはありませんが、樹木の成長後も枝、葉、根等が公共空間に侵入することの無いよう十分な距離を設けることとします。